

短時間勤務規程

はじめに

- 第1章 基本となるきまり
 - 第2章 人事
 - 第3章 賃金
-

附則

1. この規程は2014年7月1日から実施します。
2. この規程を改廃する場合は、クルー代表の意見を聴いて行います。

第1章 基本となるきまり

- 第1条

正社員

この規則は、会社における短時間勤務のクルーの働く条件に関する事項を定めたものです。

- 第2条

正社員

この規則は短時間正社員(所定の手続で制度の適用を受け、雇用期間を定めずに育児介護休業規程9章18条1項の規定による勤務時間で勤務するものをいう)に適用されます。

- 第3条

正社員

この規則に定めのない事項については、通常の正社員に適用される就業規則に準用します。

第2章 人事

● 第4条

正社員

アルバイト

以下の事由により短時間正社員制度の利用を希望し、かつ、会社が認めた場合には、短時間正社員として勤務させることができます。

1. 自己啓発を希望する場合
2. 疾病または傷病によりフルタイム勤務が困難な場合

また、アルバイトが別に定める要件を満たし、かつ会社が認めた場合には、希望により短時間正社員として勤務させることができます。

● 第5条

正社員

アルバイト

雇用契約期間は定めません。

● (2)

転換期間は、随時とします。

● (3)

短時間正規雇用への転換用件・基準

所属長の推薦があり、筆記試験又は面接試験に合格した者。

● 第6条

正社員

短時間正社員になった場合、フルタイム勤務時に就任していた役職には復帰できない場合があります。

● 第7条

正社員

正社員が短時間正社員制度の利用期間を終了した場合には、現職または現職相当職に

復帰するよう努めます。ただし、例外として社内的事情を考慮します。

- 第8条

- 正社員**

第4条クルーは、申し出ることにより、就業規則第7条の始業および終業の時刻について、以下のように変更することができます。

通常勤務＝午前9時00分始業、午後4時00分終業

時差出勤A＝午前10時始業、午後5時終業

時差出勤B＝午前11時始業、午後6時終業

第3章 賃金

- 第9条

正社員

正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて、基本給、各諸手当を支給します。

- 第10条

正社員

賞与は、正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて支給します。